

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告示
 - 土地改良事業計画を変更することを認可した件 五〇〇
 - 道路の区域を変更する件五件 五〇〇
 - 道路の供用を開始する件 五〇〇
 - 廃川敷地等が生じた件 五〇二
- 公告
 - 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件 五〇二
 - 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件二件 五〇二
- 正 誤 五〇三
- 平成十四年十二月十七日付け号外第六十五号中 五〇三

告 示

福島県告示第五百二十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項で準用する同法第十条第一項の規定により、郡山市東部土地改良区が郡山東部地区維持管理事業に係る土地改良事業計画を変更することについて、平成二十八年八月二十四日認可した。

平成二十八年九月六日

福島県知事 内 堀 雅 雄
 （農村計画課）

福島県告示第五百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路 計画課及び福島県中建設事務所で平成二十八年九月六日から二週間一般の縦覧に供す る。

平成二十八年九月六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 三四九号	石川郡古殿町大字鎌田 字田中田三番一地先か ら	変更前	一〇・四〇 二四・〇	二六〇・〇
	同 郡同 町大字鎌田 字鶴巻三二番一地先ま で	変更後	一〇・四〇 一六・六	二六〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第五百三十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路 計画課及び福島県中建設事務所で平成二十八年九月六日から二週間一般の縦覧に供す る。

平成二十八年九月六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 一一八号	須賀川市和田字番屋七 〇番一地先から	変更前	八・五〇 八一・六	九、一三〇・四
	同 市松塚字上二九 番地先まで		二九・〇〇 七〇・六	二、五六四・〇
	同 市一里垣四四番 地先まで		一一・〇〇 三四二・一	四、八二四・八
	同 須賀川市一里垣四四番 地先から			
	同 市松塚字上二九			

福島県告示第五百三十二号

(道路計画課)

路線名	区 間	変更前 の 変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道広野 小高線	双葉郡檜葉町大字山田 浜字坂下一二番一地从 先から 同 郡同 町大字下繁 岡字一丁坪一番一地从 先まで	変更前 A 三・四〇 三九・〇	A 三・四〇 三九・〇	五、〇六〇・〇
		変更後 B 一・〇〇 二〇〇・〇	A 三・四〇 三九・〇	五、〇六〇・〇
				四、七七〇・〇

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県告示第五百三十一号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十八年九月六日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成二十八年九月六日

(道路計画課)

路線名	区 間	変更前 の 変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	須賀川市和田字番屋七 〇番一地从先から 同 市松塚字上二九 番地先まで 須賀川市和田字番屋七 〇番一地从先から 同 市一里垣四四番 地先まで 須賀川市一里垣四四番 地先から 同 市松塚字上二九 番地先まで	変更前 A 八・五〇 八一・六	B 二九・〇〇 七〇・六	九、一三〇・四
		変更後 C 一一・〇〇 三四二・一		四、八二四・八

福島県知事 内 堀 雅 雄

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十八年九月六日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成二十八年九月六日

(道路計画課)

路線名	区 間	変更前 の 変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道赤柴 中島線	相馬郡新地町大字谷地 小屋字萩崎一二〇番地 先から 同 郡同 町大字小川 字八幡町四二番地先ま で	変更前 一〇・二〇 一八・七		二六八・〇
		変更後 一一・二〇 二九・三		二六八・〇

福島県告示第五百三十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十八年九月六日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成二十八年九月六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前 の 変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道新地 停車場釣 師線	相馬郡新地町大字谷地 小屋字枿形一二番一地从 先から 同 郡同 町大字谷地 小屋字釣師八番一地从 先まで	変更前 A 五・六〇 一九・二		一、三三七・四
		変更後 A 五・六〇 一九・二		一、三三七・四

先から 同 郡同 町大字谷地 小屋字釣師八番一地先 まで 相馬郡新地町大字谷地 小屋字榊形一二二番地 先から 同 郡同 町大字谷地 小屋字釣師八番一地先 まで	B 一二・〇〇 八八・〇〇	一、二〇八・〇〇
------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------	----------

(道路計画課)

福島県告示第五百三十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成二十八年九月六日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十八年九月六日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道三四九号	石川郡古殿町大字鎌田字田中田三番一地先から 同 郡同 町大字鎌田字鶴巻三三二番一地先まで	平成二十八年九月六日

(道路計画課)

福島県告示第五百三十五号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第四十九条の規定により、次のとおり公示する。
その関係図面は、福島県土木部河川港湾総室河川計画課及び福島県いわき建設事務所
に備え置いて縦覧に供する。
平成二十八年九月六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 河川の名称 二級河川夏井川水系仁井田川
- 二 廃川敷地等が生じた年月日 平成二十八年九月六日
- 三 廃川敷地等の位置

- 四 いわき市平下神谷字沢帯二百三番三、二百四番及び二百三十二番
廃川敷地等の種類及び数量
土地 八〇六・五七平方メートル

(河川計画課)

公 告

公告第二百三十七号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成二十八年九月六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 申請のあった年月日
平成二十八年八月十八日
- 二 名称
特定非営利活動法人ホスピスふくしま
- 三 代表者の氏名
中村 博幸
- 四 主たる事務所の所在地
福島県福島市飯野町字原田六番地の三
- 五 定款に記載された目的
この法人は、医療依存度の高い疾患を持つ者や末期癌等緩和ケアを必要とする者、その他日常生活を営む上で障害のある者、あるいはその家族に対して、安心して自身が望む生活ができる場を提供し、必要な支援を行い、すべての市民が穏やかに過ごることができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第二百三十八号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成二十八年九月六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 申請のあった年月日
平成二十八年八月三日
- 二 名称
NPO法人シェルパ
- 三 代表者の氏名
古市 貴之

